

感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処実施細目について

令和 5 年 8 月 25 日
内閣官房長官決裁
令和 7 年 6 月 27 日一部改正
令和 8 年 7 月 29 日一部改正

本実施細目は、「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」（令和 5 年 8 月 25 日閣議決定）に基づき、感染症に係る緊急事態に際しての政府の初動対処に関する細目を定めるものである。

1 感染症に係る緊急事態に関する情報集約等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）は、内閣官房及び関係省庁等の職員が感染症に係る緊急事態に際し直ちに統括庁に参集できるよう、連絡体制を整備し、さらに、平素から感染症に係る緊急事態に備えた訓練の実施に努める。
- (2) 内閣感染症危機管理監（内閣感染症危機管理監と連絡が取れず、かつ、緊急を要する場合は内閣感染症危機管理監補、内閣感染症危機管理監補とも連絡が取れない場合は感染症危機管理統括審議官。以下 2 (1) 及び (3)～(5) において同じ。）は、政府としての初動対処の総合調整を集中的に行う必要がある場合、内閣官房副長官補（内閣感染症危機管理監補に充てられている者を除く。以下 2 (5) において同じ。）、内閣広報官、内閣サイバー官、内閣総務官、国家情報局次長その他内閣官房の職員の参集を求めることができる。また、感染症危機管理統括審議官は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告及び関係省庁等との連絡調整を集中的に行う必要がある場合、内閣官房副長官補付、内閣広報室、国家サイバー統括室、内閣総務官室、国家情報局その他の内閣官房の組織に属する職員の参集を求めることができる。

2 緊急参集要員等

- (1) 内閣感染症危機管理監が感染症に係る緊急事態に際して関係省庁等の局長等を統括庁に参集させる際の基準は、原則として、別紙のとおりとする。なお、内閣感染症危機管理監は、状況に応じ、別紙の基準以外の関係省庁等の局長等を緊急参集させることができる。
- (2) 緊急参集した各省庁等の局長等は、所属省庁等の対応状況を総合的に把握し、緊急参集した各省庁等の局長等による協議において必要となる所属省庁等との連絡調整を総括する。
- (3) 内閣感染症危機管理監は、緊急参集した各省庁等の局長等による協議の結果を速やかに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告し、必要な指示を受ける。
- (4) 内閣感染症危機管理監は、政府としての対応について調整するため、必要に応じ、関係局長等会議を開催する。
- (5) 内閣感染症危機管理監が必要と認める場合には、内閣官房副長官補、内閣広報官、

内閣サイバー官、内閣総務官及び国家情報局次長に対し、必要な情報を提供するとともに、緊急参集した各省庁等の局長等による協議及び関係局長等会議への参画を求めることができる。

- (6) 内閣危機管理監は、必要に応じ、緊急参集した各省庁等の局長等による協議及び関係局長等会議に参画する。
- (7) 国家安全保障局長は、国家安全保障会議の迅速な審議に資するため、必要に応じ、緊急参集した各省庁等の局長等による協議に参画する。

3 広報

統括庁は、感染症に係る緊急事態に関し、社会不安の解消、国民による協力確保等のため、内閣広報室及び関係省庁等と連携して、当該緊急事態及びこれへの対処に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

別紙 感染症に係る緊急事態に際しての緊急参集要員の基準

附 則

本細目は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

本細目は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この決裁は、令和8年7月31日から実施する。

感染症に係る緊急事態に際しての緊急参集要員の基準

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等の国内外における感染

警察庁警備局長
消防庁次長
出入国在留管理庁次長
外務省領事局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
防衛省統合幕僚監部総括官

- 2 鳥インフルエンザの国内における鳥・人感染

警察庁警備局長
消防庁次長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
農林水産省消費・安全局長
環境省自然環境局長

- 3 特措法に規定する新型インフルエンザ等以外の感染症であって、国民の生命及び健康の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響に鑑みて内閣感染症危機管理統括庁が対処するもの

警察庁警備局長
消防庁次長
出入国在留管理庁次長
外務省領事局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
防衛省統合幕僚監部総括官

その他、感染症が国民の生命及び健康の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響に鑑みて内閣感染症危機管理監が必要と判断する官職にある者